

第二十二号議案

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区特別区税条例の一部を改正する条例

江戸川区特別区税条例（昭和四十年一月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「は、」の下に「公示事項（同条第二項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第一条の八第一項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行なう」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ、状態に置く措置をとることによつてする」に改める。

第十五条第四項中「地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）を「施行規則」に改める。

付 則

この条例は、江戸川区規則で定める日から施行する。

（説明）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の改正に伴い、公示送達の方法に関する規定を改めるほか、規定を整備する必要があるもので、本案を提出いたします。